第５次茨城県ＤＶ対策基本計画の概要

計画の趣旨　法第２条の３に基づく都道府県基本計画として、国の基本方針に即して、ＤＶの防止及び被害者の保護に関する基本的方針及び施策の実施内容等について定めるもの。

計画期間

令和４(2022)年度から令和８(2026)年度まで(５年間)

策定方針

○県総合計画のＤＶ対策に関する部分を、基本計画（ＤＶ防止及び被害者の保護に関する基本的方針）として位置付ける。

○関係機関等で構成する「茨城県ＤＶ対策ネットワーク会議」において施策の実施内容等を検討の上、アクションプランとしてとりまとめる。

推進体制と進行管理

○「茨城県ＤＶ対策ネットワーク会議」を中心とした関係機関等の緊密な連携により、各種施策を推進。

○施策の実施状況等について、定期的に点検・評価し、進行管理を行う。

＜参考＞

国の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」改正の概要
【改正日】令和２年３月23日公布（同年４月１日施行）
【主な改正内容】
令和元年度のＤＶ防止法改正を受け、児童虐待防止対策とＤＶ対策の強化を図るため、相互に連携・協力すべき関係機関として児童相談所を追加、配偶者暴力相談支援センターの要保護児童対策地域協議会への参画及び児童相談所や福祉事務所との連携強化等が追記された。

基本計画　「茨城県総合計画」　※答申原案（抜粋）

DVの防止及び被害者の保護に関する基本的方針

【内容】 Ⅱ.「新しい安心安全」へのチャレンジ
政策９　安心して暮らせる社会
施策(3)　犯罪や交通事故の起きにくい社会づくり
主な取組　ストーカー・DV事案、性犯罪等への的確な対処及び犯罪被害者やその家族への適切な支援を行うため、相談しやすい環境の整備など、支援体制づくりを推進します。

アクションプラン　「茨城県ＤＶ対策実施計画」

ＤＶの防止及び被害者の保護に関する施策の実施内容等

【内容】　国の基本方針及び県総合計画を踏まえ、６つの基本目標と18の施策の方向性、48本の主な取組を設定（詳細は別紙のとおり）。

基本目標		施策の方向性	取組数
Ⅰ	被害者が相談しやすい体制の整備・充実	(1) 相談窓口等の広報・周知　(2) 相談支援体制の整備・充実及び連携強化　(3) 職務関係者の育成及び資質向上	12
Ⅱ	被害者の安全を確保する体制の充実	(1) 通報制度の運用　(2) 一時保護の実施 (3) 保護命令制度の活用	8
Ⅲ	被害者の自立に向けた支援の充実・強化	(1) 関係機関等との連絡調整　(2) 生活への支援 (3) 就労の促進　(4) 住宅の確保	10
Ⅳ	子どもの安全確保と健やかな成長への支援	(1) 子どもの安全確保　(2) 健やかな成長への支援	5
Ⅴ	DVを許さない社会の実現	(1) 県民への啓発等　(2) 若年層への教育啓発 (3) 加害者への対応	7
Ⅵ	DV対策の推進体制の充実	(1) 関係機関の連携強化　(2) 市町村の推進体制の充実 (3) 民間団体等との連携・協働	6